

令和4年1月18日

保護者 様

三田市教育長

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日々、お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対して、きめ細やかなご協力賜っておりますことに感謝申し上げます。

現在、三田市内の学校において、新型コロナウイルスの感染者の報告が急速に増えております。

つきましては、学校において感染者等が確認された場合に感染拡大を防止するため、出席停止や臨時休業の基準を下記のとおりとします。各家庭におかれましても、学校内での感染拡大防止についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校で感染者または濃厚接触者が確認された場合の対応

学校で児童生徒や教職員の感染者が確認された場合は、児童生徒について出席停止とします（欠席扱いにはなりません）。感染者が教職員である場合は、出勤させないようにします。

また、児童生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合も同様の取扱いとします。

2 濃厚接触者等の特定について

児童生徒や教職員の感染が判明した場合、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、感染拡大期においては、この調査が円滑に進むよう、保健所が示す一定の基準に基づき、教育委員会、学校が濃厚接触者等となる方の特定のための調査を行います。ご協力をお願いいたします。

3 感染拡大を防止するための臨時休業の判断について

学校で児童生徒や教職員に1人でも感染が判明し、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、保健所及び学校医等と協議し、臨時休業を実施します。臨時休業の期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握・拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

なお、感染が拡大している場合は、臨時休業期間を延長する場合があります。

①学級閉鎖

学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

②学年閉鎖

同じ学年の複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

③学校全体の臨時休業

複数の学年が学年閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。